

議案第92号

新居浜市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築審査会条例の一部を改正する条例

新居浜市建築審査会条例（昭和54年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部が改正され、新居浜市建築審査会の委員の任期が条例に委任されることに伴い、当該任期に関して必要な事項を定めるため、本案を提出する。